

# 総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和2年9月7日(月) 開会 14時07分  
閉会 15時04分
2. 場所 議事堂(議場)
3. 付議事件
  - ①二宮町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について  
(町長提出議案第51号)
  - ②二宮町手数料条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第52号)
  - ③別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書の提出を求める  
陳情 (令和2年陳情第1号)
4. 出席者 二宮委員長、坂本副委員長、善波委員、羽根委員、杉崎委員、大沼委員、  
根岸委員、野地議長  
  
執行者側 ①町長、政策担当部長、財務課長、財務契約班長  
②町長、政策総務部長、戸籍税務課長、戸籍住民班長  
③担当部局なし  
  
傍聴議員 6名  
一般傍聴者 0名
5. 経過

---

## ①二宮町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について(町長提出議案第51号)

### <補足説明>

趣旨説明については、事前にお配りしているので、これより質疑を行う。

### <質疑>

- 羽根 1点だけある。基金の設置をするのは分かるが、利子補給にしか使えない性質のものだと思うが、この部分だけの基金を設置することになった背景とメリットをお伝えいただければと思う。
- 財務契約班長 今回、新型コロナウイルスの臨時交付金が1次の時に基金はつくってはいけない、交付対象外となっていたが、第2次の国補正によって基金の造成が認められることになった。その条件として、利子補給というところが基本的に書かれており、それ以外でも可能だが、令和2年度中に必ず着手をして、別の事業があつて、不測の事態とかがあつて発動しなければならない、基本的には利子補給と信用保証の2つが基金を造成することができる。簡単に言うと、令和2年度に交付される新型コロナウイルスの交付金を、令和3年度以降に充当することができるというかたちになるので、利子補給だけをとりあえずはやっているという状況である。メリットについては、

元々、3年間の利子補助を25%から100%に引き上げるというもので、75%分も3年間補助していくというものであった。令和3年以降は、町単独として上乗せ分についても補助していく予定だったが、基金条例をつくれば交付金を充てることができるようになったので、町の令和3年度以降の負担が単独ではなく、交付金を活用することができるというものになる。

根岸 積算資料というのを見ると、これから40件、30件、5件というふうな減り方を見込んでいる。この考え方が、本当にというのは誰とも言えないが、こうやって、5年度の5件というのも急に少なくなっている感じであるし、件数に対する考え方を教えていただきたい。それで、今後の状況が変動するというふうなことが書いてある。交付金が原資ということで、今回の基金条例をするが、状況により変動するといつて、お金がもっと必要になった場合は、町予算からの増額で賄うことになるのか。

財務課長 今日の資料の数字の部分は、恐縮だが産業振興課が積算をしているので、補正の際に審議いただけたらと思う。

政策担当部長 補足だが、あくまでも現時点での産業振興課の予想数字となっている。増減したらどうするのかというご質問だったが、今年度内の緊急融資にかかるものなので、今年度内に大枠確定するので、今250万円という基金の積立額だが、最終的には今年度末の見込みを以って補正をさせていただく予定である。

根岸 増減に対してのことをもう少し聞きたい。原資が交付金であり、3年補償となった、これだと3年間で終わるということも書いてなく、この基金条例を延期とか増額という可能性となった場合、交付金が見込めないということもあるわけである。どういうふうに考えればよいのか。

政策担当部長 補助要綱というのを産業振興課がつくっている。36か月の期間は100%、通常は25%である。36か月だけを100%にしているので、コロナの状況もあるが、現時点で延長はないという要綱になっている。今年度末で今年度中の融資額が確定するので、自ずと3年間に要する利子額も確定する。その分、交付金を貯金として取っておかないと町の一般財源で今後負担する必要がある出てくるので、交付金を留保しておくために設置する基金になる。

根岸 補助要綱の何条に書いてあるのか。期間について。

財務契約班長 資料としては出してないが、二宮町中小企業金融対策資金利子補助要綱というのがあり、第6条の補助率のところ、ただし書き以降のところ記載がある。

休憩 14時16分  
(傍聴議員の質疑：なし)

再開 14時16分

## <討論>

なし

## <採決>

委員長

それでは議案第 51 号を採決する。議案第 51 号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。  
(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 51 号は可決と決定する。以上で議案第 51 号の審査を終了する。

休憩 14 時 17 分

再開 14 時 21 分

---

## ②二宮町手数料条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 52 号）

### <補足説明>

趣旨説明については、事前にお配りしているので、これより質疑を行う。

### <質疑>

根岸

これは 5 月に国の方はやってしまったというところからで、今は 9 月であるから、その間にいらした方への対応はどうされたのかが 1 点。これを以って、まだ通知カードがある方はカードを使えるということだが、再交付あるいは通知カードが使えなくなった方はマイナンバーカードにしなければいけないのか。国の意向がマイナンバーカードの普及というふうにはあるかと思うが、現実的にマイナンバーカードを取りたくないのに、取っていきなきゃいけない人たちが出てくるという話になるのか。

戸籍住民班長 25 日まで通知カードの制度があったが、それ以降は再発行もしないということで、再発行したいと来られた方がいても再発行の手続きは取らなかったもので、5 月 26 日以降は手数料をいただいていない。住民票と通知カードの記載内容が全く同じ方は、その通知カードをマイナンバーの証明する書類として現在も利用が可能であるが、通知カードが配られた時から、住所とかお名前に変更があった方、住民票と記載が違う方はマイナンバーを証明する書類として使えないので、マイナンバーカードを作っていたり、住民票とか記載事項証明にマイナンバーを載せたものを取って、マイナンバーを証明する書類として利用していただくということになる。

根岸

実際には、マイナンバーを取得せざるを得ない方が増えてくるのか。それと、5 月 25 日以降にいらした方がいたようだが、その方は何人くらいか。

戸籍税務課長

マイナンバーカードを取らざるを得ないかということ、先ほど班長が申し上げたとおり、住民票にマイナンバーカードを記載することができるので、それを取っていただければ、マイナンバーカードを取らなくても必要な時

には活用できるということなので、どうしてもマイナンバーカードを取らなきゃいけないという状況にはなっていない。それから5月25日以降に手続きに来られた方は何名かいると思うが、それについては制度がこうなったので、これからはマイナンバーの通知カードについては変更ができなくなるということで、失くした方にもご案内をしている。今申し上げた通り、必要になる場合はマイナンバーカードを作っていただくか、もしくは住民票を取っていただくかという案内をしている。正確に来庁された方の人数は今持っていないので申し訳ないが、今そのような対応をしているというところである。

根岸 実際にお仕事で必要の方は、取られている方は取られているわけであるし、その方の事情によりけりで、皆さんがマイナンバーを取らなきゃいけない状況であるということではないという話である。既に5月25日からだったが、広報もしっかりしなきゃいけないということはどうお考えか。

戸籍税務課長 広報についてはホームページに掲載するようなかたちをとらせていただいている。この関係については廃止されてからご案内すれば基本的には、周知しなくてはすごく困ってしまうという状況にならないような内容であるため、先ほど申し上げたとおり、来られた方について丁寧にご説明するとか、窓口案内を置いておくとか、そういったかたちで対応させていただいている。

大沼 今までのやり方としたら、通知カードが発行されて、その通知カードも持ってマイナンバー申請をされるはずだったのかなと思うが、この再発行されなくなると、以前は通知をいただいて、だけど登録はしていない。これから登録をしようとする手続きの方法はどのようになるのか、手順を教えてください。

戸籍住民班長 先ほども申し上げたとおり、住民票と通知カードの記載内容が同じ方は通知カードが配布された時、カードの下の部分がハガキになっているので、写真を貼ってポストに投函して申請に使えた。今も記載内容に変更がない方は申請ができる。そこから通知カードの記載内容が転居したりして変わった方は、何かお名前が確認できる免許証とか保険証とかをお持ちの方は、役場で個人個人のQRコードが入った申請書の打ち出しをできるので、スマホで写真を撮ってオンラインで申請するやり方だったり、何も書いていない、お渡しできる申請書とかがある。役場でカードを作っているわけではなく、国の機関で作っているの、そこへ送る封筒をご用意してある。あと、ご自身で国のマイナンバーのホームページから申請書をダウンロード、印刷をして、ご利用していただくことも可能になっている。

羽根 今お聞きしている町民に対しての広報はホームページだけということだが、これは普及するという国の考えなのかなと思うので、取りたくない方もいらっしゃるかもしれないが、広くお知らせをする必要があるのかなと思う。例えば広報に載せるとか。載せてなかったと思うが、載せていただろうか。もし、載せてないのであれば、その方向性はないのか。あと、例えば通知カードを持っていて、住所が変わるとかあった時には、それは

使えなくなるわけであるから、何か用事があったら役場にきた時、通知カードに住所変更できると思って持ってきたら、できなかったというのは、二度手間のようなことは避けた方がいいのかなと思う。やはり広報のところはもうちょっとやった方がいいのではないかなと思うが、そのあたりはいかがか。

戸籍税務課長 広報については、今までも年に1回はマイナンバーについてのお知らせをしていたところである。今後についても今おっしゃられたことを含めて、機会があれば広報に載せ、周知をしていきたい。また、転入や転出された方については、その時にこういった制度ができているというご案内を差し上げながら、周知には努めさせていただきたいと考えている。

休憩 14時32分

(傍聴議員の質疑：露木、渡辺各議員)

再開 14時36分

#### <討論>

なし

#### <採決>

委員長 それでは議案第52号を採決する。議案第52号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。  
(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第52号は可決と決定する。以上で議案第52号の審査を終了する。

休憩 14時37分

再開 14時37分

---

### ③別居、離婚後の面会交流についての法整備を求める意見書の提出を求める陳情 (令和2年陳情第1号)

委員長 本陳情については、陳情者の出席は無く、町側も担当部局が無いため、そちらの出席も無い。質疑が無いためこれより委員による意見交換を行いたいがいかがか。  
(異議なし)

#### <意見交換>

坂本 この陳情に対して、担当部局が無いということで、執行者は誰も出て来ない。それで中身は総務か健康福祉かというところでは、総務というところで決まったが、内容に踏み込む前に、私はその入口の部分、こういうことになったということで、そういうことで進んできたからということになれば、当然そうなるだろうということで、担当が無いからということで、これからもこういう形の審査をすることになるのか、どちらか分からない場合は条例で総務かということで、それでいいのかなとい

うところで。資料を見ると、よその町はかなり取り上げて審議して、意見書出しているということが来ているけれども、そういう町もあるわけなので、二宮町としては担当部局が無いときはどうしたらいいのか、町長が出てくるとか、担当部長が出てくるとかなんかの形ができるかと思っているが。内容に踏む込む前に、町にこういう種類の陳情が来るかもしれないということで、問題提起をしたいと思っている。

休憩 14 時 39 分

再開 14 時 39 分

委員長 陳情の内容についての意見交換をお願いします。

大沼 坂本委員の話もあるが、とても審査、審議しづらい。その中で私の見解は、1 頁前段のところ、「子の監護をすべき者」とあって、民法 820 条の監護権のことだと思う。この監護権は、親権に含まれる子どもの権利である。子どもの監護権というのは、子どもと共に生活をして、日常の世話や教育を行う権利で、その一方で、刑法で定められた親の義務でもある。この監護権を怠った場合には、保護責任者遺棄罪として処罰の対象である。

1 頁中段より下のところに、「取り決めにしない理由で、相手と関わりたくないが 25%と一番多く、相手から身体的・精神的暴力や、児童虐待があった 3.1%を含めて、内容が分かりきれないながらも、それなりの、会わせたくないという理由の、思われる項目の回答数は、49.5%と見受けた。今回の陳情では、面会交流の取り決めの有無や、親に会いたい気持ち、婚姻関係の状況に個別の要因もある。陳情者が不在の中で、その状況を聴くことはできない。陳情者一方から聞いたただけでは、内容の詳細は分かりきれないと思う。議会に提出されて審議をするということは、偏った一方的な見解にすぎないという印象を受けている。

そして2 頁、中段の「近年では、ひとり親の交際相手、義父母からの虐待等」という記載がある。この義父母からの虐待があるという危機を感じての記載となっているが、確かに現代でも、これにまつわる不幸な事件がたびたび発生しているということもあるが、一方ではケイシであっても十分な経済的援助と愛情で育む義父母も多く存在している。このような記載の中で、偏った判断はできる、注意が必要だと思う。

羽根 陳情者は今回来ないが、陳情の理由は書かれているが、私の考えは、陳情が提出されるのにはそれなりの背景があって、この方がどんな思いで、どんな事情があって陳情をしたいと考えたのかという根拠が必要だと思う。それがこの資料だけでは判断できないと思う。今回審議は難しいと思う。

根岸 この件について、そもそも親権がどちらかにしかないという離婚システムに問題があるところから来ていると思う。この話題自体が、私たちに身近な話だと認識すべきだと思う。やっぱり他人事だとは言えない。離婚しそうな方とか、した方とか、したいのにできない方とか、問題にふれる可能性は我々にはあると、いった意味では、すべてではな

いにしても、もう少し深く掘って議論すべきではないかと思う。その点について、もう少し調査してみようとかいうふうにはお考えにはならないか。賛成するも反対するも今できると思うが、流してしまうよりは、もう少しきちんと調査していきたい。本来は今日がその日なのだろうが、陳情を受けてからの時間は残念ながら取れなかった。委員の皆さんは、もう少し自分たちで調査していこうとか、どう思うか。

大沼

先ほど私の意見でお伝えした通りだが、陳情者が不在ということで、詳細について質疑ができない。あと、陳情者の一方的な意見で判断して良いのかということ、それは危険であると思う。それを考えたときに、例えば離婚した、反対側の意見も聴かなければ、現在の状況は把握できないと思う。それでいて現状の日本国の法制度の中で、離婚にまつわる夫婦に関しても、子育てに関しても、法整備はされているのではないかと、私は思っている。そう考えると、この問題を例えばどこかに結論付けるとするならば、それは法廷でなければなかなか難しいのではないかと認識している。

根岸

調査をもう少しして、その上で取り扱えないなら取り扱えない、国に何らかの体制整備を申し入れようということにならないのか。私たちはひじょうに身近な問題であるという意味では、例えば二宮では心泉学園などにも聞ける対象かもしれないなと思ったりするし、我々も中身の議論に入っていけないゆえにジレンマを感じる。他の方はどう考えるか。

羽根

調査といっても、同じような方々がどれだけいるのかとか、二宮の現状は調べていけるのかもしれないが、陳情者の考えがこれだとよく分からないので、いくら調査をしても結論が出ない気がするので、先ほどもあったが、この陳情をどうするかという話なので、難しいと思う。

根岸

もちろん、陳情者にも話を聴いていく機会も設ける、他の情報も取っていくというのが有効では。

大沼

根岸委員の、もう少し深く掘り下げて議論したいということだが、例えばこの陳情者の高橋さんが見えたとして、この方の婚姻から出産、離婚に至るまでの経緯というのをすべて把握するのは難しいと思う。

根岸

私だったら、共同親権、共同養育じゃなく、ここで何で面会交流とおっしゃっているのかとか、この陳情に対して聞きたい事があるかと思う。それに加えて私たちが面会交流とはいかなるものか、この運動は長年続けていらっしゃるようなので、色々な団体が。背景には、本当は何が言いたくて国にこういうことを求めているのかという情報収集などももう少しできるのではないかと思う。時間をかければもう少しできるのではないかと思う。

大沼

陳情の内容について審議しようとする、陳情者の状況をよく知らない、と答えも出てこない。しかも同じような事例が日本の中にはたくさんあると思う。しかし、それぞれ状況がすべて違う。個別の要因をひとつ

の法整備で容易に片付けることができるのであれば簡単だが、人間には心があるので、そこに立ち入ったとしても結果として答えは出せない、もしくは出した答えが間違っている可能性が高いと思う。よって、この先、この陳情審査を続けていくことには賛成しない。

坂本

委員で今、色々意見交換ができた。私が言ったのは、こういう場面は議会として作るべきだという主張だった。答えはどうでもいい。やはり、門前払いで机上配付というのは簡単だが、世の中には色々な問題があって、頼ってきているわけなので、この人は。そのぐらいのことまでは議会で議論するという事は許されるのではないかと、そう思ってああいふふうにした。ここで採決とってしまえばいい。要は、二宮の町議会として、どういう形で陳情が上がってきたとしても、執行者が誰も来なくても一応このことについて議会で議論を交わしたというのが大切なことだということで、机上配付に反対した。

### <討論>

大沼

私は、この陳情に対して不採択の立場で討論する。離婚成立の要件としては、協議離婚と離婚裁判があるが、合意で婚姻をし、子をもうけたわけで、離婚の際には十分に協議をすることが重要である。特に子を思う気持ちがあれば、多くの時間と労力は避けられないと思う。もし離婚裁判となった場合でも、面会等の取り決めに要求し、合意を取ることが相応しいと考えるが、陳情者不在ではそれらの内容が分からない。この陳情について調べた結果では、相手への嫌悪感や恐怖心、再婚により相手の存在を子どもに忘れてもらいたい、習い事で子どもに時間が無いなど、また、引っ越して遠方に居住するなど、様々な理由で、面会交流を拒むケースがあるようだ。しかし、離婚後においても、面会交流権があるので、分かれた相手に子どもを会わせたくないと思っても、正当な理由がなく子どもとの面会交流を拒否するわけにはいかない。裁判所の面会交流調停では、子どもに悪影響を及ぼすような特別な理由が無い限りは、子どもの福祉と利益を最優先に考え、面会交流を推奨する立場を取っているようである。この判断には、子どもが健やかに成長するためとする側面が強く、親の会いたいと言う気持ちよりも、子どもの福祉と利益が優先されている。なので子どもに暴力をふるったり、金銭を要求したり、養育費を支払う義務・能力があるのにその義務を果たさなかったり、連れ去りのおそれがあったり、相手に会うことが子どもの福祉にとって害がある場合には面会を拒否したり、制限したりすることがあり、子どもの気持ちが尊重されるという話がある。その上、面会交流の取り決めがあるにも関わらず、拒否する場合には親権者に対して慰謝料請求や、強制執行による制裁金の判例も出ているので、現状の司法制度に不十分さを感じることはできず、採択には届かないと思う。

根岸

私は継続審査を主張する。今の議論では議運の内容とほとんど変わらないと思う。我々はこの件については他人事とは言えず、いつ身近に監督親権の問題に触れるかもしれないと思っている。離婚しそうな方なども含めて、本当に身近にある方、我々議会はその現実をちゃんと



知る必要があると思った。インターネットで見ても、面会交流を条件に離婚させる、養育費を取り決めても支払い率が低い、子どもを連れ去り、引き離した実態を続けて、離婚を成立させるなどなど、他にもたくさんの現実が起こっていて、そもそも親権がどちらかになる離婚システムに問題があるのだという人もいる。私は趣旨を読めば共同養育に必要性が問われているのではないかと思う。なぜ面会交流を陳情項目としたか分からなかった。子の権利、子の福祉とたくさんうたっているが、必ず会えるようにしなければならないのか、子どもの成長に両親は必ず必要なのか、親の死別に会うのは認められないのかと色々読むうちにそんな考えも持ってしまった。子どもにとって、親は何があっても親であるし、親にとって何があっても子どもである。かけがえのない存在であるはずなのに、祝福できない関係になる不幸をどう整理するのかという話しであろうと思う。しかし、面会交流の制度をいじればそれでいいのだろうかというイメージが私にはつかない。今、賛成できるか反対するか、そうして流してしまうよりも、現実を知っておいた方がいいのではないかと。例えば心泉学園さんなんかも聞ける対象かもしれないし、実態を知る会に聞くこともできるかもしれない。きちんと中身に触れた上で、取り扱わないなら取り扱わない、国に体制整備を求めるなら申し入れるなど決めるべきではないか。陳情を受け付けてから皆さんと意見交換する時間は無かったので、私としては継続審査を主張する。

#### <採決>

委員長

それでは陳情第1号を採決する。陳情第1号を「不採択」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数…善波、羽根、杉崎、大沼)

挙手多数である。よって陳情第1号は不採択と決定する。以上で陳情第1号の審査を終了する。

閉会 15時04分